

# いじめ防止基本方針 (R3)

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めて行く必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

※文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について（通知）  
参考2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめの対する措置」のポイント より抜粋

### (1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ防止対策推進法」 第2条（定義） より

### (2) 具体的ないじめの態様

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

- ・冷やかしやからかい、悪口や嘲り文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮のうえで、警察と連携した対応をとることが必要である。

しかし、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

※文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について（通知）  
参考2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめの対する措置」のポイントより抜粋

### (3) 本校児童のいじめにかかる実態

本校児童は、明るく素直で思いやりのある言葉掛けや行動が見られる反面、自分意識が強く、相手意識が薄い。また、人の意見に流されやすく、自分の意志で判断したり表現したりすることを苦手とする子が多い。

年間にいじめとして対応する事例は少ないが、小集団故に人間関係が固定的になるという現状があり、いじめを生みやすい関係にあることも事実である。

そこで、まずは「北小のじまん」や「北の子スタイル」、「北の子のやくそく」への確実な取り組みを通して、共感性や自制心、社会的スキルを教え、関係づくりの基盤としていく。そして、日々の授業や行事、学級での取り組みを通して、達成感や満足感を十分に味わわせ、一人ひとりに自尊心や自己有用感を育て、いじめを許さない集団づくりと、いじめに向かわない心を一人ひとりに育てていく。

## 2 未然防止のための具体策

### 子どもを知るため

#### (1) 校内いじめ対策委員会(生徒指導特別委員会)

子どもを語る会や30秒報告会での情報をもとに、対策委員会が中心となって実態把握と共通理解に努める。また、必要に応じて、ケース会議等を開き、問題の対応に当たる。

【構成員】校長、教頭、教務、生徒指導主任、学年主任（担任）、養護教諭、特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー

【内容】・実態の把握と共通理解・ケース会議・就学支援等

#### (2) 全職員による共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、全職員の共通理解を得る。

○児童の実態把握と確認・子どもを語る会（4月）・職員会議・打ち合わせ（毎週木曜日）

○スクールカウンセラー等による講話と演習・校内研修

### 自己有用感や自己肯定感を育むために

#### (3) 居場所づくりと絆づくり

まずは、全教職員が児童一人一人を丸ごと受け止めることからはじめる。

##### 【居場所づくり】

コミュニケーション力の低さや聞き取る力の弱さ、想像力の低さによる些細なトラブルを減らしていくことから、一人一人が安心・安全に過ごせる学校・学級づくりに取り組む。

・全校あいさつ運動・場に応じたあいさつ・言葉遣い

##### 【絆づくり】

相手や周りを気遣おうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしようとする態度を育むことからはじめる。

・北小のじまん・北の子スタイル・北の子のやくそく・授業像に向けた取り組み・縦割り活動  
・学校行事、児童会行事への取り組み・当番活動、係活動、だいじ掃除、委員会活動

#### (4) 生徒指導学の機能した授業の積み上げ

「規律」「学力」「有用感」を大切にし、一人ひとりが意欲的に参加し、誰もが授業場面で活躍できる「わかる」「できる」授業に取り組む。

・規律：授業の約束・学力：基礎基本の確実な定着・有用感：互いに認め合える学習集団づくり

#### (5) 『根っここと花カード』『未来をつくる木』『いいこと日記』

##### (自己有用感、自己肯定感、自尊感情の育成)

カードや日記を通して互いに認め合ったり、自分のよさを振り返ったりすることを通して、自己有用感や自己肯定感、自尊感情を高めていく。

・日々の授業・縦割り活動・ふれあい活動・ペア掃除・体育的活動・学級会活動・児童会活動

## いじめに向かわない態度、能力の育成のために

### (6) いじめに向かわない態度、能力の育成

道徳授業の充実はもちろん、学級活動や、日々の授業や活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いを認め、尊重する態度を養う。

- ・道徳の授業は「公正・公平」と「協力」を重点に取り組み、道徳的心情を育てる。
- ・道徳の授業に、いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める。
- ・学級活動の時間などを活用し、発達段階に応じていじめの未然防止や解決の手立てについて考え、学ぶ機会を設ける。（いじめ〇宣言）
- ・計画的に人間関係作りプログラムに取り組む。また、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、コミュニケーション力や社会性を養う。（こころ・からだの日）

## ネットトラブルに巻き込まれないために

### (7) 情報モラルの育成と規範意識、相手意識、コミュニケーション能力の育成

ネットトラブルに巻き込まれないためには、子ども達の情報モラルを高めていくとともに、保護者への啓発活動に努め、理解と協力を図る。

- ・ICT情報モラル教育の実施　・携帯、ネット教室
- ・ネットアンケート→個別面談で、保護者へ伝達・依頼

## 3 早期発見の手立て

### (1) 教師による日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等を機会に、児童の様子に目を配る。「子どものいるところには、教職員がいる」ことを目指し、共に過ごす機会を積極的に設ける。

### (2) 定期的なアンケートの実施

定期的にアンケートや学校評価を実施し、児童の実態把握の一助とする。また、必要に応じて隨時実施することにより深い把握に活かす。

### (3) 地域、保護者との連携

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多い。いじめられている児童は、家庭でも様々なサインを出していることが考えられる。保護者と話し合う機会を設け、保護者の理解と協力を図ると共に、積極的な情報収集に努める。

- ・いじめアンケート　・児童との計画的個別面談　・学校評価
- ・懇談会　・個別面談（5月）（7月）（11月）（1月）　・教育相談（隔月）　・巡回相談

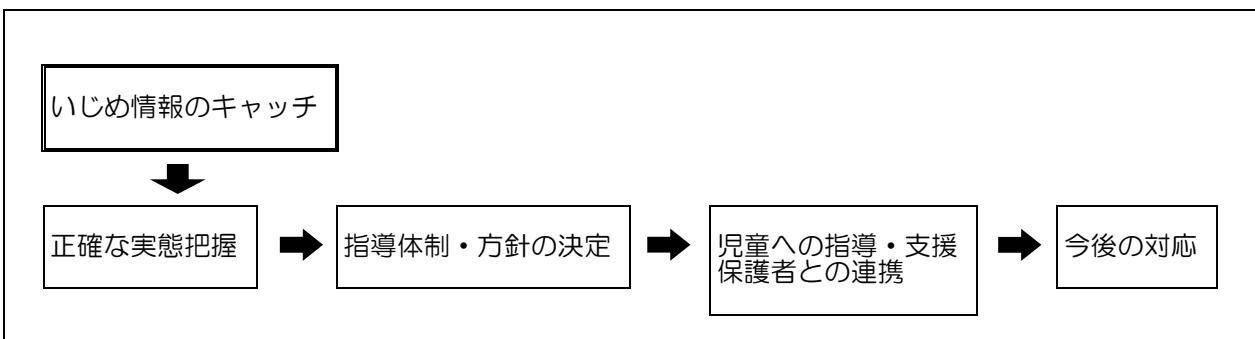
## 4 いじめ発見時の対応

### (1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込みます、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的な配慮の下、毅然とした態度で加害者児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

文部科学省「学校における『いじめの防止』『早期発見『いじめに対する措置』のポイント」より

### (2) いじめ対応の基本的な流れ



### (3) いじめ発見時の緊急対応

#### 【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「いじめ対策委員会」で、情報の共有を図る。
- 速やかに関係児童から情報を聞き取り、いじめの有無の確認と、早期対応に取り組む。

#### 【いじめられた児童とその保護者への支援】

- 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に確認した事実を伝える。
- いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（友人や教職員）と連携し、寄り添い支える体勢を整える。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、折に触れる必要な支援を行う。

#### 【いじめた児童への指導とその保護者への助言】

- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、連携した対応への協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。

#### 【いじめが起きた集団への働きかけ】

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 話し合いを行うことで、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- いじめの解決は、被害児童、加害児童を含めた全てが、好ましい集団活動を取り戻すことと押さえる。

※状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重大な場合や、情報が不確かな場合等では、把握した状況を下に、十分検討協議し、慎重に対応する。

※生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は、相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。そして、市教育委員会との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害児童及び加害児童の今後について協議する。

## 5 いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込みます、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。そういう状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急会議を開き、今後の方針を立て、組織的に取り組む。

